

北海道子どもの読書活動推進計画

<第四次計画>

平成30年3月

北海道教育委員会

目次

第1章 「北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）」策定の基本的な考え方――	1
1 子どもの読書活動の意義とその推進の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 基本理念	2
4 計画の性格	2
5 計画の期間及び推進状況の把握	2
6 計画の対象と各期の特徴	2
7 読書活動の対象	3
8 「第三次計画」の進捗状況及び成果と課題	4
9 計画の全体構想	5
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	7
<基本目標1>家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進	8
【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進	8
【推進方策1-2】地域における読書活動の推進	9
【推進方策1-3】学校等における読書活動の推進	10
目標指標	11
<基本目標2>子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	12
【推進方策2-1】地域における読書環境の整備	12
【推進方策2-2】学校図書館等における読書環境の整備	13
目標指標	14
用語解説	16
資料	18
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	19
2 文字・活字文化振興法	21
3 図書館法	23
4 学校図書館法	27
5 「学校図書館ガイドライン」	29

第1章 「北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）」策定の基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義とその推進の背景

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」*¹第二条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定された後、平成19年には「学校教育法」が一部改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれました。

こうした中、平成26年には、学校図書館法の一部改正が行われ、学校司書配置が努力義務化され、また、平成28年には文部科学省が、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」*²を定めるとともに、平成29年3月に、新しい小学校及び中学校学習指導要領を告示し、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことなど、学校図書館に期待される役割を示しました。

さらに平成29年からは、国の新しい学校図書館図書整備等5か年計画*³がスタートし、図書整備・新聞配備についての地方財政措置が拡充されるとともに、学校司書の配置が新たに計画の中に盛り込まれました。

2 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、北海道教育委員会は、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」*⁴（以下、「第一次計画」といいます。）を策定し、北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めてきました。

その後、平成20年3月には、「北海道教育推進計画（第四次北海道教育長期総合計画）」の策定と同時に「北海道子どもの読書活動推進計画『次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン』」*⁵（以下、「第二次計画」といいます。）を、平成25年3月には、「北海道子どもの読書活動推進計画『生きる力をはぐくむ北の読書プラン』」*⁶（以下、「第三次計画」といいます。）を策定しました。

この計画は、これまでの「第一次計画」から「第三次計画」までを引き継ぐとともに、平成30年度からの5年間を計画期間とする「新しい教育計画」（平成30年策定）の個別計画として、施策の総合的・計画的な推進のため策定するものであり、「北海道子どもの読書活動推進計画」の「第四次計画」となります。

3 基本理念

基本理念

北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

この計画における基本理念は、「第一次計画」から「第三次計画」までの趣旨を引き継ぐとともに、北海道の全ての子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を行うこととしています。

4 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第九条に基づき策定するものであり、「北海道教育推進計画」における教育の各分野に関して策定する個別計画として、家庭・地域・学校等が、関係機関や団体等との緊密な連携と相互の協力によって、社会全体で北海道の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示しています。

5 計画の期間及び推進状況の把握

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

なお、この計画の推進状況については、北海道子ども読書活動推進会議*7 に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

6 計画の対象と各期の特徴

この計画は、0 歳からおおむね 18 歳を対象とします。

また、子どもの読書活動は、発達の段階に応じて取り組むことが重要であることから、この間を大きく 4 つの期間（乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期）に分けて、各期における特徴に応じて推進します。

・乳幼児期（0 歳～6 歳）

小学校入学前の子ども（保育所の子ども及び幼稚園幼児、特別支援学校幼稚部幼児を含む。）

・小学生期（6 歳～12 歳）

小学校児童、義務教育学校前期課程児童、特別支援学校小学部児童

・中学生期（12 歳～15 歳）

中学校生徒、義務教育学校後期課程生徒、中等教育学校前期課程生徒、特別支援学校中学部生徒

・高校生期（15 歳～18 歳）

高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒、特別支援学校高等部生徒

(1) 乳幼児期（0歳～6歳） 「本に会う」

3歳までには、徐々に自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになるとともに、文字の存在を意識し絵本に興味を示すようになります。この時期は絵本や物語などに親しみ、保護者等の周りにいる大人からの語りかけや言葉のやりとりを通じて、気持ちを通わせることが大切です。

4歳以上になると、日常生活に必要な言葉が分かるようになり、かな文字も全部読めるようになってきます。この時期は、絵本や物語を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせるなどして、読書の楽しみを十分に味わうことが大切です。

(2) 小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

低学年は、本を読む習慣が付き始める時期であり、文字で表された場面や情景をイメージすることができるようになってきます。この時期は、読み聞かせなどにより、いろいろな本に親しんだり読書を楽しんだりすることが大切です。

中学年は、多くの本を読むことができるようになってくるとともに、本を終わりまで読み通すことができるようになってきます。この時期は、幅広いジャンルの本に親しみ、読書を通して必要な知識や情報を得るようにすることが大切です。

高学年は、目的に合った本を読むようになり、内容を評価することができるようになってきます。この時期は、日常的に読書に親しみ、読書を通して自分の考えを広げるようにすることが大切です。

(3) 中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

中学生期は、多くの本の中から自分に合った本を選択することができるようになってきます。また、共感・感動する本に出会うと、何度も読むようになります。この時期は、本や文章には様々な立場や考え方が書かれていることを知るとともに、読書が自分の生き方や社会との関わり方を支えてくれることを実感することが大切です。

(4) 高校生期（15歳～18歳） 「本と生きる」

高校生期は、読書の目的や資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができるようになってきます。この時期は、自分の読書生活を振り返り、読書の幅を広げるとともに、読書習慣を身に付け、生涯にわたって読書に親しむようにすることが大切です。

7 読書活動の対象

本計画における「読書活動」の対象は、活字その他文字を用いて表現された図書などを言います。電子書籍を含む電子資料^{*8}も該当します。

8 「第三次計画」の進捗状況及び成果と課題

(1) 目標指標の進捗状況

指標	指標の概要 (単位)	基準年度の状況 (H24)	現状 (年度)	目標 (H29)
① 家庭での読書の状況	全国学力・学習状況調査* ⁹ において、「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した児童生徒の割合(%) 平成29年度全国学力・学習状況調査（H29.4現在）	小56.3 中52.5	小60.9 中53.3 (H29)	70.0
② ブックスタート事業又はブックスタートに準じた事業の実施状況	ブックスタート事業* ¹⁰ を実施している市町村数(市町村)	124	144 (H28)	179 全市町村 ブックスタート事業とブックスタートに準じた事業を合わせて
	ブックスタートに準じた事業を実施している市町村数(市町村)	39	29 (H28)	
	合計(市町村) ※北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課調べ（H29.3現在）	163	173 (H28)	
③ 学校における一斉読書の取組状況	全校一斉の読書活動を実施していると回答した小・中学校の割合(%) ※平成24年度全国学力・学習状況調査での調査項目を目標指標としたが、平成28年度調査では調査項目が削除されたため、平成28年度学校図書館の現状に関する調査の調査項目を活用。 (H28.3現在)	小97.8 中85.0	小96.2 中92.4 (H27)	100
④ 読書が好きな児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合(%) ※平成29年度全国学力・学習状況調査（H29.4現在）	小71.5 中72.7	小74.4 中74.0 (H29)	100
⑤ 市町村における読書活動推進計画の策定状況	市町村において子ども読書活動推進計画を策定している市町村数(市町村) ※平成28年度「子ども読書活動推進計画」策定状況調査及び「子ども読書の日」に関する取組予定状況調査（H29.3現在）	86	127 (H28)	179 全市町村
⑥ 幼児・児童1人当たりの年間児童書貸出し冊数	公立図書館* ¹¹ 等において、市町村の幼児・児童1人が1年間に借りた児童書の冊数(冊) ※北海道立図書館調べ（H27.3現在）	14.3 (H22)	9.2 (H26)	24.0
⑦ 公立図書館と学校の連携状況	公立図書館等と連携した活動を行っている小・中学校の割合(%) ※平成28年度学校図書館の現状に関する調査（H28.3現在）	小66.6 中46.3 (H23)	小71.0 中52.3 (H27)	80.0
⑧ 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に事業を実施している市町村数	「子ども読書の日（4月23日）」* ¹² や「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」* ¹³ に子ども読書活動に関する事業を実施している市町村数(市町村) ※平成28年度「子ども読書活動推進計画」策定状況調査及び「子ども読書の日」に関する取組予定状況調査（H29.3現在）	121	161 (H28)	179 全市町村
⑨ 読書活動や学校図書館に関する広報活動の実施率	学校図書館だよりの発行やホームページにおける図書館情報の発信など、読書活動や学校図書館に関する広報活動を実施している小・中学校の割合(%) ※平成24年度学校図書館の現状に関する調査での調査項目を目標指標としたが、平成26年度調査から調査項目が削除されたため、平成28年度は、道教委が独自に調査を実施。（H28.9現在）	小35.5 中68.6 (H23)	小97.2 中97.7 (H28)	100

(2) 成果

- ・ブックスタート事業又はブックスタート事業に準じた事業を実施している市町村数は合わせて173市町村となっており、増加している。
- ・全校一斉の読書活動を行っている学校の割合は、小学校で96.2%と微減しているものの、中学校で92.4%と増加しており、特に中学校において、目標値との差が縮まっている。
- ・読書活動や学校図書館の広報活動を行っている学校の割合は増加し、小学校で97.2%、中学校で97.7%となっている。

(3) 課題

- ・家や図書館で普段10分以上読書をする児童生徒の割合は、小・中学校いずれも増加しているものの、引き続き、読書習慣の定着に向けた取組が必要である。
- ・読書が好きな児童生徒の割合は、小・中学校いずれも増加しているが、引き続き、子どもが読書を楽しむことができるよう取り組むことが必要である。
- ・子ども読書活動推進計画を策定している市町村は増加しているが、家庭・地域・学校等が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協力しながら子どもの読書活動を推進するためには、地域全体で取り組む機運を醸成するとともに、総合的な取組が必要であり、子ども読書活動推進計画の策定がその基礎となることから、引き続き、全ての市町村における策定と適切な改定が必要である。
- ・幼児・児童が1年間に公立図書館等において児童書を借りた冊数は減少しており、地域住民が気軽に足を運ぶことによって子どもも読書に親しむことができるよう、多様な取組を通して、地域住民の利用促進に努める必要がある。
- ・公立図書館と連携している学校の割合は、小・中学校いずれも増加しているものの、学校における読書活動を促進するため、引き続き、公立図書館からの資料の貸出しなど、連携を進める必要がある。
- ・「子ども読書の日」等に事業を実施している市町村数は増加しているが、引き続き、子どもの読書活動推進の普及・啓発に努める必要がある。

9 計画の全体構想

全体構想は、この計画が基本理念に基づき、家庭、地域、学校等が連携し社会全体で読書活動の推進を図るとともに、地域や学校等における読書環境の整備に努めることを示しています。

なお、社会全体での推進に当たっては、乳幼児期には、家庭や公立図書館等において本に出会い、その後、学校等において学校図書館を活用するなど、子どもの発達段階を踏まえながら、読書活動を継続することにより、読書習慣を定着させることが望まれます。

このようなことから、子どもたちの読書活動が、成長とともに、乳幼児期は「本に出会う」、小学生期は「本に親しむ」、中学生期は「本から学ぶ」、高校生期は「本と生きる」こととなるよう、各期の特徴を踏まえて、家庭・地域・学校等がそれぞれの取組を理解し、相互に連携するなどして、読書活動を推進する必要があることを示しています。

北海道子どもの読書活動推進計画（第四次計画）の全体構想

【基本理念】

北海道の全ての子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を促進し、積極的にその環境整備を進めます。

社会全体での子どもの読書活動の推進

家庭

子どもの読書習慣の定着に向けた「家読」の取組の推進

地域

読書活動の推進

学校等の読書活動への支援

読書活動の普及・啓発

学校等

読書活動の推進

学習活動の充実

読書活動の普及・啓発

読書環境の整備

地域

読書環境の整備

学校 図書館等

資料等の整備

設備等の整備

教職員の配置
及び効率的な運営

乳幼児期(0～6歳)
「本に出会う」

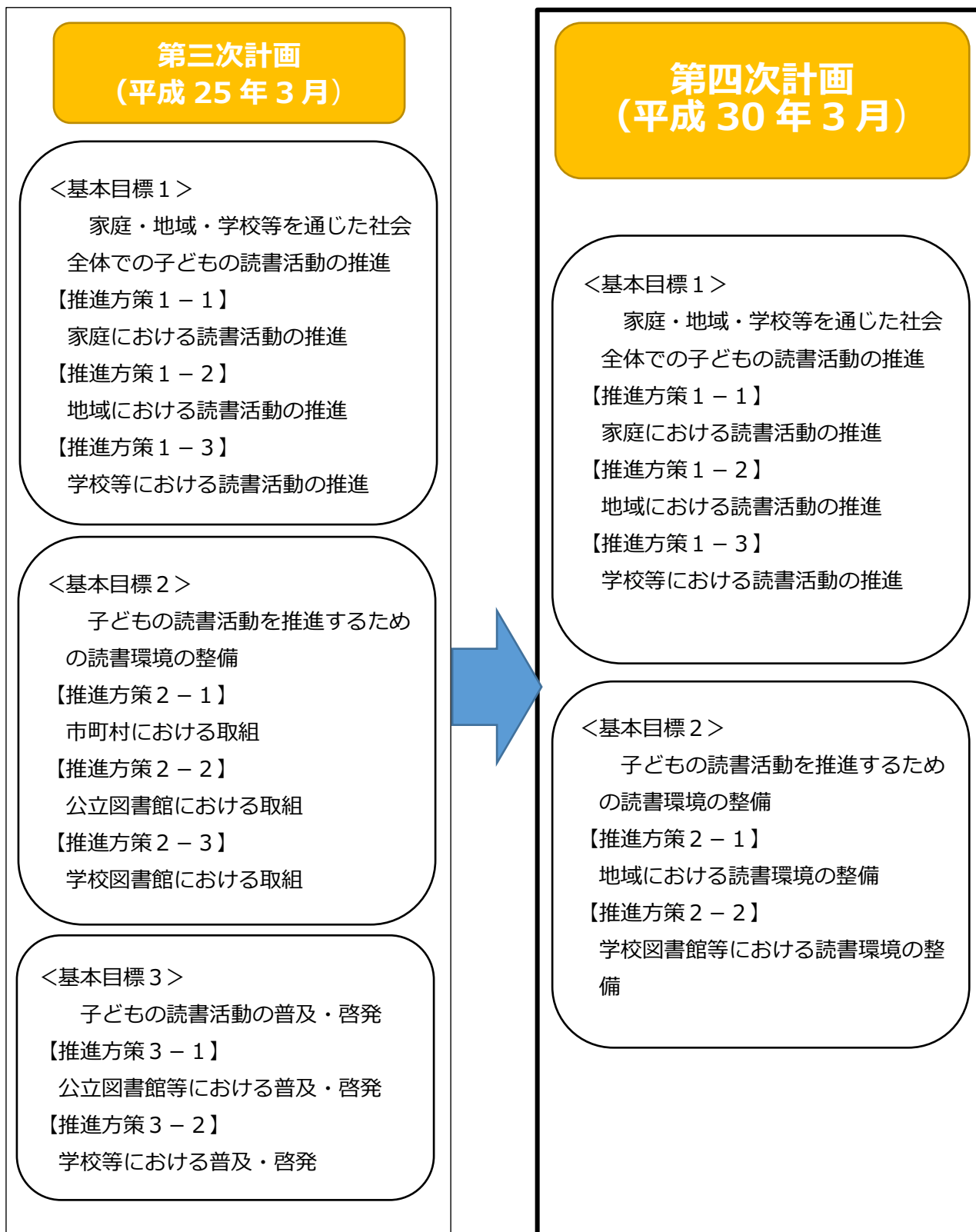
小学生期(6～12歳)
「本に親しむ」

中学生期(6～12歳)
「本から学ぶ」

高校生期(15～18歳)
「本と生きる」

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

「第四次計画」においては、計画の全体構想を踏まえて、2つの「基本目標」と5つの「推進方策」を示し、それぞれに対応した目標指標を示すこととします。



基本目標 1
家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等、社会全体で読書を推進する取組を進める必要があります。そのためには、家庭、地域、学校等のそれぞれの役割を明確にするとともに、関係機関や団体等と連携し相互に協力しつつ、子どもの発達の段階に応じて多様な取組を進めていくことが重要です。

【推進方策 1-1】家庭における読書活動の推進

【推進の方向性】

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実及び読書習慣の定着に向けて積極的に取り組む必要があります。

このため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」^{*14}に取り組むことにより、子どもが読書に親しむきっかけをつくとともに、読書に対する興味や関心をもたせるように子どもに働きかけることが望まれます。

【具体的な取組】 ※◎は重点的な取組

◇子どもの読書習慣の定着に向けた「家読」の取組の推進

◎保護者による絵本や物語の読み聞かせ
○家族で図書館や書店に出向き、読み聞かせ会を楽しんだり、本を選んだりすること
○食後や週末など時間や日を決めて家族全員が読書をしたり、読んだ本について会話したりすること
○家族が集まる部屋にミニ本箱を置くなど、読書に親しむ雰囲気をつくること
○読んだ本の書名、読んだ日や簡単な感想などを記録しておくこと（生活リズムチェックシート ^{*15} や読書通帳 ^{*16} 等の活用）
○工作や料理の本を親子で一緒に読んで実際に作ってみるなど、体験の機会と結び付けること
◎保護者自身が、市町村が実施する講座や読み聞かせ会等も活用しながら、読書に親しむこと

【推進方策 1－2】 地域における読書活動の推進

【推進の方向性】

市町村においては、ブックスタートなどの乳幼児期から親子で読書に親しむ習慣づくりに取り組みとともに、子どもの読書活動の意義と重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められます。

また市町村立図書館^{*11}においては、他の関係機関やボランティア等と連携・協力しながら、子どもが読書に親しむことができるような機会や場所を提供するとともに、子どもにとって身近な読書環境である学校図書館を支援することが期待されます。

道教委においては、道立図書館による市町村立図書館への協力・助言等をとおして、子どもが読書に親しむきっかけづくりや読書習慣の定着に向けた取組の支援に努めます。

【具体的な取組】 ※◎は重点的な取組

◇読書活動の推進

区分	主体として期待される機関
○ブックスタート事業やブックスタートに準じた事業の充実	市町村 市町村立図書館 道立図書館
○多くの保護者が集まる機会を活用した、読み聞かせに関する講座等の実施	
◎子どもの読書活動に関する多様なボランティア活動の場の提供やボランティア団体に対する研修	
◎読み聞かせ会、ビブリオバトル ^{*17} 、ブックトーク ^{*18} 、展示会等の実施	
○移動図書館等による学校や地域への巡回貸出し	
○読書に関するレファレンスサービス ^{*19} の実施	
○資料収集や行事の企画等、市町村立図書館等の運営全般についての助言や情報提供	
○図書の一括貸出しなどによる、市町村立図書館における子どもの読書活動推進への支援	関係機関・団体
◎北海道子ども読書応援団 ^{*20} などのボランティア団体や子育てサークルにおける活動	
○PTA等における子どもの読書活動に関する研修や情報共有	
○読書感想文コンクール等の実施	

◇学校等の読書活動への支援

区分	主体として期待される機関
○学校図書館での調べ学習や展示、学級文庫等への図書館資料 ^{*21} の貸出し等による読書活動の支援	市町村立図書館 道立図書館
◎図書館職員等の訪問による児童生徒への読み聞かせやブックフェスティバル等、読書活動に関わる学校行事等の実施	
○学校図書館運営に係る相談や、定期的な連絡会の実施	

◎「学校支援活動」「放課後子供教室」* ²² におけるボランティアやPTAによる読書活動の実施	市町村立図書館 道立図書館
--	------------------

◇読書活動の普及・啓発

区分	主体として期待される機関
○推薦図書の選定、普及	市町村 市町村立図書館 関係機関・団体 道立図書館 道立文学館 道教委
○「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」における事業の実施と情報の提供	
○パンフレット、ホームページ、メールマガジン等による読書習慣定着に向けた普及・啓発や行事等に係る情報発信	
○家族で文学を楽しめる催し等の実施	
○読書まつりや図書館ツアー等の催しの実施	

【推進方策1-3】学校等における読書活動の推進

【推進の方向性】

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどをとおして新たな世界に興味や関心を広げる時期であると言われており、幼稚園・保育所等では、子どもが様々な本に触れる機会を増やすことが望まれます。

また、小学生・中学生・高校生期においては、学校図書館における多様な読書活動を工夫して、子どもが多くの語彙や多様な表現に触れ、新たな考え方に出会う読書の機会を充実するとともに、授業や様々な教育活動をとおして学校図書館を計画的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現や子どもの情報活用能力の育成を図ることが望まれます。

道教委においては、学校図書館を先進的に活用している学校の事例を全道に普及・啓発することなどにより、学校等における読書活動の推進を支援します。

【具体的な取組】 ※◎は重点的な取組

◇読書活動の推進

区分	主体として期待される機関
○読み聞かせなどによる本に親しむ活動	幼稚園 保育所 等
○教員や保育士によるお薦めの本の紹介など、多様な本と出会う機会の設定	
○保護者やボランティア、公立図書館等との連携による読書活動	
○「朝の読書」など全校一斉の読書活動や校内読書週間等の設定	学校
◎読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル、POP* ²³ 作成などの手法を活用した読書活動	
○図書委員会や図書局等による児童生徒の自主的な読書活動	
○小学生による幼児への読み聞かせ、中学生による小学生へのお薦め図書の紹介など、異年齢・異校種の交流による読書活動	

○児童生徒や教職員による公立図書館の行事や読書ボランティア活動への参加	学校
○読書感想文コンクールや読書感想発表会等の実施	
◎保護者やボランティア、公立図書館等との連携による読書活動	

◇学習活動の充実

区分	主体として期待される機関
◎学校図書館を活用した各教科等における児童生徒の主体的・意欲的な学習活動	学校
◎各種指導計画等の教育課程への位置付けによる計画的・継続的な学校図書館の利活用	
○学校図書館を活用した学習をととした情報活用能力を育成する活動	

◇読書活動の普及・啓発

区分	主体として期待される機関
○「北海道教育の日」（11月1日）、「北海道学び推進月間」（4・11月）等における読書活動の啓発や図書館利用の促進	学校
○「学校図書館だより」の発行、学校のホームページや校内掲示などを活用した読書活動の啓発	

<基本目標1>目標指標

指標	指標の概要	基準年度の状況(H29)	目標年度の状況(H34)	出典
家庭での読書の状況 【1-1 家庭】 【1-2 地域】	全国学力・学習状況調査において、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日どれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した児童生徒の割合(%)	小 60.9 中 53.3	小 70 中 70	全国学力・学習状況調査
学校における一斉読書の取組状況 【1-3 学校等】	「朝の読書」などの一斉読書の時間を設けている学校の割合(%)	小 96.2 中 92.4 ※H27	小 100 中 100	学校図書館の現状に関する調査
読書が好きな児童生徒の割合 【1-1 家庭】 【1-2 地域】 【1-3 学校等】	全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合(%)	小 74.4 中 74.0	小 80 中 80	全国学力・学習状況調査

指標	指標の概要	基準年度の状況(H29)	目標年度の状況(H34)	出典
市町村・公立図書館における啓発の実施状況【1-2 地域】	「子ども読書の日(4月23日)」や「こどもの読書週間(4月23日～5月12日)」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村数	161 ※H28	179 全市町村	「子ども読書の日」に関する取組予定状況調査

基本目標 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、北海道の全ての子どもが、好きな本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることができる、望ましい読書環境づくりを進める必要があります。

そのためには、道、市町村、学校、関係機関・団体等が相互に連携したり、支援したりしながら、計画的に整備を進めることが重要です。

【推進方策2-1】地域における読書環境の整備

【推進の方向性】

市町村立図書館は、子どもにとってその豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、気軽に利用したり、読み聞かせ等の催しに参加したりしながら読書の楽しみを知ることができる場所であり、そのための環境を整備することが望まれます。

市町村は、読書活動の中心的な役割を果たす市町村立図書館の整備・充実を図るとともに、関係機関・団体等とも相互に連携しながら、望ましい読書環境づくりを進めることが重要であるため、市町村における子どもの読書活動推進計画を策定・公表し、計画的に取組を推進することが望まれます。

また、道教委においては、道立図書館での読書活動推進のための資料整備や人材育成の取組等をとおして、地域における読書環境整備の支援に努めます。

【具体的な取組】 ※◎は重点的な取組

◇読書環境の整備

区分	主体として期待される機関
○図書館資料、読書活動推進の参考となる資料の整備	市町村立図書館 道立図書館
○地域内における蔵書管理システムの整備、ネットワーク化	
○道内公立図書館の横断検索・相互貸借システムの整備	
◎電子書籍を含む電子資料* ⁸ の利用促進	
○インターネットを活用した予約貸出やレファレンスサービス等の利用促進	
○絵本コーナー等の子どもの利用のためのスペースの確保	
○点字資料や映像資料の提供など、障がいのある子どもに対する諸条件の整備	市町村 道教委
◎関係機関等の連携による子ども読書活動推進計画の策定、施策の実施、点検・評価及び改定	
○子ども読書活動推進計画のホームページへの掲載等による積極的な周知	
○児童館、公民館等における絵本コーナー等読書環境の整備	
○図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施	

【推進方策 2-2】 学校図書館等における読書環境の整備

【推進の方向性】

幼稚園・保育所等においては、幼児が様々な本と出会うことのできる読書環境を整備することが望まれます。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう、「心の居場所」としての機能も期待されています。

学校図書館がこのような機能を発揮することができるよう、十分な資料を備え、子どもが活用しやすい環境を整備するとともに、学校図書館に携わる教職員の配置及び資質向上が求められます。

また、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的・計画的に学校図書館の運営に当たることが望まれます。

【具体的な取組】 ※◎は重点的な取組

◇資料等の整備

区分	主体として期待される機関
○保護者やボランティアとの連携による絵本コーナー等の整備	幼稚園・保育所等
◎学校図書館図書標準* ²⁴ の達成に向けた図書の整備	学校の設置者 学校
◎新聞の配備	
◎基準に基づく組織的・計画的な図書館資料の選定・廃棄・更新	
○公立図書館や他の学校の学校図書館との連携による資料の相互貸借	
◎障がいのある児童生徒の状況に応じた機器及び資料の整備	

◇設備等の整備

区分	主体として期待される機関
◎日本十進分類法* ²⁵ (NDC)を原則とする図書館資料の整理、配架	学校
○グループ学習に適した机の配置など、児童生徒の主體的・協働的な学びを支える学習環境の整備	
○推薦図書コーナーの設置	
○学級文庫や、多目的スペースへの読書コーナーの設置など、児童生徒が気軽に利用することのできる校内読書環境の整備の工夫	

○教職員の配置及び効率的な運営

区分	主体として期待される機関
◎司書教諭* ²⁶ の役割等の理解促進、資質向上	道教委 市町村 学校
◎学校司書* ²⁷ の配置促進、資質向上	
○学校図書館運営に係るPDCAサイクルの確立、組織マネジメントの工夫	

<基本目標2>目標指標

指標	指標の概要	基準年度の状況(H29)	目標年度の状況(H34)	出典
市町村における読書活動推進計画の策定状況【2-1 地域】	子ども読書活動推進計画を策定し、計画的に子どもの読書活動を推進している市町村数(市町村)	127 ※H28	179 全市町村	「子ども読書活動推進計画」策定状況調査

指標	指標の概要	基準年度の状況(H29)	目標年度の状況(H34)	出典
学校図書館図書 の整備の状況 【2-2 学校図 書館等】	学校図書館図書標準を達成 している学校の割合 (%)	小 35.2 中 38.0 特(小) 13.9 特(中) 2.8 ※H27	小 70 中 60 特(小) 15 特(中) 5	学校図書館の現状 に関する調査
学校司書の配置 状況 【2-2 学校図 書館等】	学校司書を配置している学 校の割合(%)	小 14.2 中 14.9 高 5.6 ※H28	小 60 中 60 高 70	学校図書館の現状 に関する調査
学校図書館にお ける様々な人材 との連携状況 【2-2 学校図 書館等】	公立図書館や様々な人材と 連携した取組を行っている 学校の割合(%) [具体的な例 ・公立図書館等から助言を 受ける ・図書館司書やボランティア などの人材が学校図書館 業務に携わる ・児童生徒や教職員が図書 館の行事に参加する など]	小 83.7 中 73.5 高 28.9 特(小) 16.7 特(中) 16.7 特(高) 12.0	小 100 中 100 高 60 特(小) 40 特(中) 40 特(高) 40	道教委調査

用語解説

* 1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成 13 年 12 月に施行された、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。

* 2 「学校図書館ガイドライン」

学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書の資格・養成等の在り方について一定の指針を得るため、平成 27 年に文部科学省が設置した「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」の報告を踏まえ、平成 28 年 11 月に示されたもの。

* 3 新しい学校図書館図書整備等 5 か年計画

国が、平成 29 年度からの 5 か年で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図るため、市町村に対して地方財政措置を講ずるもの。

* 4 「北海道子どもの読書活動推進計画」

計画期間は、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間。

* 5 「北海道子どもの読書活動推進計画『次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン』」

計画期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間。

* 6 「北海道子どもの読書活動推進計画『生きる力をはぐくむ北の読書プラン』」

計画期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間。

* 7 北海道子ども読書活動推進会議

北海道における子どもの読書活動の推進に必要な専門的事項について、有識者等の意見を聴取することを目的として設置。社会教育関係者、学校教育関係者、民間関係者、行政関係者（読書活動）等で構成する。

* 8 電子資料

CD-ROM やネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等の資料。電子書籍も含む。

例：CD-ROM に収録された絵本

タブレット端末等に保存されている教材

インターネットからダウンロードした小説 など

* 9 全国学力・学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として、国が平成 19 年度から実施している調査のこと。

対象は、小学校第 6 学年児童及び中学校第 3 学年生徒。

* 10 ブックスタート事業

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・バックを無料で手渡す事業のこと。

なお、市町村によっては、健診の場で絵本の読み聞かせを行うなど、ブックスタートに準じた事業を実施しているところもある。

* 11 公立図書館・市町村立図書館

公立図書館とは、図書館法第二条に基づき、条例により設置された図書館。本道においては、市町村立図書館と北海道立図書館がある。本計画においては、公立図書館を設置していない市町村における公民館図書室等の図書館類似施設を含めて「公立図書館」「市町村立図書館」と表す。

* 12 「子ども読書の日」

「子ども読書の日」は、4 月 23 日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年）によって制定されたもの。

* 13 「こどもの読書週間」

「こどもの読書週間」は、4 月 23 日～5 月 12 日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和 34 年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。

* 14 家読（うちどく）

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のこと。道教委では、平成 23 年度か

ら、北海道「朝読・家読運動」を実施している。

なお、「朝読（あさどく）」とは、学校における始業前の一斉読書のこと。

* 15 生活リズムチェックシート

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。「すいみん表」の他、生活全体編、家庭学習編、読書習慣編、運動習慣編がある。なお、それぞれ、小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用の3種があり、道教委のホームページからダウンロードできる。

* 16 読書通帳

公立図書館で自分が借りた図書の書名等を記録しておくための小冊子。記帳機で印字するものや利用者自身が書き込むものなど形態は多様で、名称はほかにも「読書ノート」「読書手帳」など様々なものがあり、取り組む図書館は増える傾向にある。

* 17 ビブリオバトル

読んで面白いと思った本について、一人5分でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたくなったかを投票で決める活動。

* 18 ブックトーク

読書意欲を喚起したり、学習への活用を勧めたりするため、特定のテーマに沿った複数の本について、粗筋を説明したり、一部分を朗読したり、挿絵を見せたりするなどして紹介する活動。

* 19 レファレンスサービス

図書館などで、調べものの援助をする業務のこと。調査のための参考になる資料を整備・作成することも含む。

* 20 北海道子ども読書応援団

道教委が募集しているもので、ブックスタート事業や公立図書館、学校などにおける読み聞かせの活動など、市町村や学校が実施する子どもの読書活動を推進する取組をボランティアで支援する団体が登録できる。

* 21 図書館資料

図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子書籍などの電子資料^{*8}、ファイル資料、パンフレット、独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

* 22 「学校支援活動」「放課後子供教室」

「学校支援活動」とは、図書の整理や読み聞かせなどを地域と学校が連携・協働して行う活動。「放課後子供教室」とは、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携して様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する活動。

いずれも、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の中の1つ。

* 23 P O P

Point of Purchase Advertising（購買時点広告）の略で、主に店頭などで用いられるカードやポスター等の広告媒体。本のPOPの場合は、読み手の心をつかむキャッチコピーや簡単なあらすじ、感想などで構成される。

* 24 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成5年3月に文部省（当時）が定めたもの。例えば、小学校で学級数が7～12の場合、7学級であれば5,560冊が標準冊数であり、1学級増えるごとに480冊ずつ増加する。

* 25 日本十進分類法（NDC）

図書館で、一般的に資料の分類に使われている方法。資料が扱うと考えられるあらゆる主題を九つの「類」に大別し、それぞれに「1」から「9」の分類を与え、どれにも分類できないものなどには「0」を充てる。各類はさらに10に分けることを繰り返し、細分化する。

* 26 司書教諭

学校図書館の専門的職務を掌るためにおかれる教諭。学校図書館活用の全体計画の作成や教育課程の編成に関する他の教員への助言など、学校図書館を活用した教育活動を企画する。学校図書館法において、12学級以上の学校に必ず置かなければならないと規定されている。

* 27 学校司書

児童生徒及び教員による学校図書館の利用の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。学校図書館の日常の運営・管理、学校図書館を活用した教育活動の支援を行う。学校図書館法により、配置は努力義務と規定されている。

資料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 文字・活字文化振興法（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財

政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

最終改正：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるよう to すること。

- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したものの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
 - 一 司書の資格を有する者
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

(略)

4 学校図書館法 (昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

最終改正：平成二十七年六月二四日法律第四六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

- 第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質能力の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

- 第八条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
 - 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
 - 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ず

ること。

附 則
(略)

5 「学校図書館ガイドライン」

平成 28 年 11 月 29 日付け 2 8 文科初第 1172 号文部科学省初等中等教育局長通知
「学校図書館の整備充実について」より

- 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 学校図書館の目的・機能(2) 学校図書館の運営(3) 学校図書館の利活用(4) 学校図書館に携わる教職員等(5) 学校図書館における図書館資料(6) 学校図書館の施設(7) 学校図書館の評価 |
|---|

(1) 学校図書館の目的・機能

- 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校

図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。

- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭

等)、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。

- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

① 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ

ツ)等)、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

②図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

③図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース

化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。

- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

④図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。
- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

